

高浜市自治基本条例検証委員会（第1回） 会議録					
日 時	平成27年5月12日（火）午後3時00分～4時45分				
場 所	高浜市役所 第2会議室（4階）	傍聴人数	6名		
出席者	委 員	中川幾郎、荒川昭治、神谷巧、杉浦己喜夫、杉本ゆかり、中川勝利、 神谷坂敏 (7名出席)			
	事務局	企画部長 加藤元久 総合政策グループ リーダー 木村忠好 同 主幹 鈴木明美 同 主事 桑山由紀子 同 主事 稲垣翔太 同 主事 加古博紀 (6名出席)			
次 第	1 市長あいさつ 2 辞令交付 3 自己紹介 4 議題 1) 委員長・職務代理者の選出について 2) 会議及び会議録の公開について 3) 高浜市自治基本条例について 4) 検証スケジュール（案）について 5) 検証フォーマット（イメージ）について 5 その他				
資 料	資料1：高浜市自治基本条例検証委員会委員 名簿 資料2：高浜市自治基本条例検証委員会設置要綱 資料3：高浜市自治基本条例検証委員会 会議及び会議録の公開について（案） 資料4：高浜市自治基本条例の概要について 資料5：高浜市自治基本条例 検証スケジュール（案） 資料6：高浜市自治基本条例 検証フォーマット（イメージ）				

## 1. あいさつ

【事務局】 本日はご多忙の中、また足元の悪い中お集まりいただき感謝申し上げる。

ただいまより、「第1回 高浜市自治基本条例検証委員会」を開催する。

なお、この委員会は「高浜市自治基本条例検証委員会設置要綱」(資料2)の第8条の定めにより、公開で行っており、傍聴席に市議会議員の方が参加していることを了承いただきたい。

本日は、市長が他の公務で不在のため、副市長より挨拶申し上げる。

【副市長】 自治基本条例の施行から5年目を迎えた。条例の中で「5年を超えないごとに検証を行う」という規定があり、市民の皆さんを交えて検証作業を行うために立ち上げたのが本委員会である。市政にいろいろ携わっている皆さんなので、活躍を期待している。

【事務局】 なお、辞令については、市長が不在のため席に置かせていただいた。

任期1年でよろしくお願いしたい。

## 2. 自己紹介

委員・事務局による自己紹介

## 3. 議題

### 1) 委員長・職務代理者の選出について

委員の互選により、以下のとおり決定した。

委員長：中川幾郎委員

職務代理者：中川勝利委員

#### 【中川幾郎委員長あいさつ】

- ・委員長を仰せつかりました中川です。初心に戻って新鮮な気持ちで取り組みたいと思う。
- ・まずは、自治基本条例制定のイメージを共有したい。制定され4年が経過したが最初に条例を作る際に、多くの市民の協力があった。その時に確認したのは、自治基本条例の意味を説明する時、どういったらいいんだろうと言われたのでこういたらどうだろうかと言った。
- ・憲法を知っていても地方自治法は読んでいない方が多い。はっきり言うと行政職員も知っている人はいない。それを市民の皆さんのもにするといった時に地方自治法をすべて読みなさいというのは暴論。読まなくても基本的な骨格がわかる手引書のようなものがほしい。つまり地方自治を市民に身近なものにしていくために、この条例を作ったというのが第一の趣旨。
- ・第二の趣旨として議会の役割、行政の役割または行政機構の中にいる職員のあるべき姿を出していこうといった意味がある。つまり、市民・議会・行政三者の関係をわかりやすく記していこうというのが二つ目の趣旨。
- ・三つ目の趣旨は、高浜ならではの、つまり地方自治法上の規定に載っていないなくても、新しい

- 踏み込んだ地方自治法を実体化する制度をこの条例で担保していくことがあった。
- ・住民投票もそうだが、そのほかにも市民と行政の間で参画と協働、お互いに共同経営者になっていこう、あるいは行政を評価していこう、あるいは総合計画を作ろう、そして進捗管理していこうという趣旨があり、市民が参加しやすく踏み込んだ制度設計にしていこうという思いもある。
  - ・この委員会は5年を超えないごとに検証をしていくということで、条例に不備があれば条文を削除または追加、あるいはまだまだ実体化されていないといった場合は背中を押してあげるという役割も必要になってくる。
  - ・以上、条例について説明させていただいた。少しはイメージの共有ができたのではないかと思う。
  - ・それでは、議題2「会議及び会議録の公開について」に入らせていただく。

## 2) 会議及び会議録の公開について

事務局より、資料3「高浜市自治基本条例検証委員会 会議及び会議録の公開について（案）」に基づき説明

—原案どおり承認される—

## 3) 高浜市自治基本条例について

- 行政：
- ・事務局より、資料4「高浜市自治基本条例の概要について」に基づき説明。
  - ・現在、行政内部で、策定からこれまでの間、自治基本条例に沿ってどんな取組みを進めてきたのか、どんな課題や成果があったのか、条文を改正する必要があるのかどうか、「内部検証」をまとめているところである。
  - ・「内部検証」の内容については、第2回の検証委員会において説明させていただく。
- 委員長：
- ・この条例の中で高浜市独自の制度として特筆すべきところは第5章。第17条では、まち協を条例上認定された公共的な団体として認めるという非常に踏み込んだ制度。いわゆる準公共団体の扱いになる。運営に関しても透明性や民主性が厳しく要求されるというのはご理解いただいていると思う。住民投票については別に住民投票条例がすでに制定されていたので、後追いで明記された条項である。
  - ・次に、市政運営のところであるが情報公開に関しては情報公開条例があった。同じく個人情報保護も個人情報保護条例がすでにあった。それを後追いで規定した。規定したほうが原則のところが見えるということで、前後の関係はあるがこの条例で体系化されているということになる。
  - ・そして、法令遵守は実は単なる法令遵守ではなく、地方自治法には書かれていないコンプライアンスシステムを整備する、不正行為等に関しては内部通報制度を整備していく、そういう踏み込んだ姿勢をもっている。

- ・それから、説明・応答責任、これは倫理規定に近く、世間でよく言うレスポンシビリティーとかアカウンタビリティーという言葉があるが、それをきちんと追求するということ。アカウンタビリティーは「なぜこうなったのか」を説明するという結果説明責任。レスポンシビリティーは応答責任で「今すぐなんとかする」という責任。この2つの責任をしっかりと果たしましょうということ。
- ・財政運営に関しては地方自治法上に書かれているとおり。それから総合計画については実は、3年ほど前の地方自治法の改正で基本構想の策定義務が解除されている。しかし、計画がない行政運営はおかしいじゃないかということで、高浜市としては自治体責任として総合計画を作ると、はっきりさせている。それから危機管理規定は地方自治法にはない。これに関しても高浜市独自の規定。
- ・高浜市が策定したのは平成21年度だったが、全国の自治体がこれを参考にしたので、今では標準版になりつつある。目新しくないと思われがちだが、当時は目新しかった。
- ・それではご意見・ご質問があつたらお願ひしたい。

(意見・質問等なし)

#### 4) 検証スケジュール（案）について

行 政：　・事務局より、資料5「高浜市自治基本条例　検証スケジュール（案）」に基づき説明

委員長：　・ただいま事務局からご説明いただいたが、ご意見・ご質問があつたらお願ひしたい。

委 員：　・2月に総合政策グループにおいて内部検証報告書を作成、5月に内部検証報告書を各部署に依頼となっているがこれはどういうことか。

行 政：　・議題5に関連してくるが、条文ごとにどんな取り組みをしてきたのか、それをふまえてどんな課題があるのか、そして条例を見直す必要があるのかということをまとめる。まずは事務局の目線でまとめをするが、例えば危機管理に関わることなどは専門の部署へ見ていただくということが必要になってくる。なのでまずは事務局の目線でまとめ、その後自治基本条例は全庁に係ることなので全庁でも目通ししていただき検証委員会の方へ示していく。

委員長：　・条例を運用していくうえで一番守らないといけないのは行政。その仕組みを変えていかないといけないのも行政。仕事の8割は行政の仕事になっている。なので内部報告書の比重が非常に高いと言わざるを得ない。  
・この委員会は内部報告書を基に市民の目線で意見を言わせてもらえばいいと考えている。

## 5) 検証フォーマット（イメージ）について

- 行政：・事務局より、資料6「高浜市自治基本条例 検証フォーマット（イメージ）」に基づき説明  
・第2回には内部検証をした結果をまとめ、条例見直しの判断材料にしていただく。
- 委員長：・再確認だが、第2回の委員会時に出される資料は資料6の右側の条文修正必要あり・なしのところまで行政判断として出してくれる。それを基にわれわれは議論する。  
・その他に、ご意見・ご質問があつたらお願ひしたい。
- 委員：・こういうことをいついつやりました、終わり、ということでなく、成果やこういうことによかったなどのコメントも入るのか。
- 行政：・資料6右ページの課題と成果というところに表現させていただこうと思っている。
- 委員：・制定され4年が経つが、市民や議会から、おかしいのではないかと問題視されていた案件はあるのか。
- 行政：・自治基本条例は高浜市のまちづくりの基本的な考え方をまとめたものなので、今のところ具体的にここがおかしいじゃないかなどのご意見はいただいたことはないが、改めてこの検証を機に不備なところはないか洗い出しをしているところである。
- 委員：・まとめ方だが、やったこととか書かれているが、こういった感じではなく第1章から第6章まであるので第1章については何をやったか、という感じにまとめた方がいいのではないか。よく最近言われるが Plan Do Check Action といった4段階でわかるようにした方がいいと思う。
- 委員：・P D C Aでやるのはいいことだと思うが、PがしっかりとあってD C Aがあれば資料をまとめられると思うが計画とは違い、理念を定めた条例なので本当の意味でのPがないのではないか。
- 委員長：・つまり条文ごとにまとめていくが、章ごとにもまとめをつくるということでおいいのではないか。そこで特記事項を書いていくということになる。P D C Aは総合計画では見事にやっている。  
・自治基本条例はプランというより理念、行動原則というのが多いので、その通りにやっていますかというチェックの方が大事になってくる。
- 委員：・資料6左側の「こんなことに取り組みました」が一番大事。ここを検証することがまず大切。なので、ここはしっかりと書いてほしい。
- 委員長：・そのとおりである。それと行動主体をはっきりとしたほうがいい。それぞれの条文において三方面からの目線が必要。
- 委員：・説明を聞いていても絵が浮かばない。具体的なことや理念を書いてほしい。
- 委員長：・資料で取り上げられているのが第4条であるからこういった表現になってしまふ。基本原則なので、たくさん書くことがある。1枚でまとめるのは難し

い。むしろ、1枚でなくてもいいのではないか。

委 員：・できれば年度ごとでもまとめるといい。

委員長：・事務局は資料作成を工夫していただきたい。

行 政：・ご意見として承る。

## 5. その他

委員長：・以上、本日の議題は全て終了したが、時間もあるので委員の皆様から一言ずつ、感想でもどんなことでも結構なのでご発言をいただきたい。

委 員：・最終的にはパブリックコメントを出して皆さんのお意見を伺うと思う。それまでに私たちがまとめる。データをたくさんつけた資料にしていただきたい。

委 員：・今後の委員会の趣旨が大変よくわかった。大変良かった。

委 員：・検証委員会は指摘する、良い悪いを判定する委員会ではない。この条例をよりよくしていくことが目的。

委 員：・こういうのをまとめるのは大変だが、がんばってほしい。わかりやすく簡潔にすることが大切。

委 員：・子どもも関係することが大事。大人の姿勢が子どもを変える。こういった委員会は大事。

委 員：・忌憚のないご意見ありがとうございました。

・昨年、人口減少が話題になった時、個人的にはこの自治基本条例でどこか直すところがあるのかなと思ったが、総合計画が平成33年に48,000人へ人口増加を見込んでいること、人口増加策はトータルで見る必要があること、そう考えたとき直す必要はないかもしれないと思った。

委員長：・高浜市の自治基本条例はわかりやすく、市民に対する情愛があふれている。地方自治は民主主義国家の根幹をなす土台である。地方自治がしっかりとすれば国家もしっかりとれる。しかし、国がしっかりとればいい、「地方に任せられるか」といった逆行する動きもある。だが、成熟した民主主義国家で地方自治を蔑ろにしている国は一つもない。

・地方自治というのは団体自治と住民自治の二本柱である。ところが日本の自治法は、団体自治については細かく書いてあるが住民自治に関する事は皆無。住民自治の法定規定は直接請求権だけ。自治法はまだ不完全である。

・高浜市の自治基本条例は団体自治をわかりやすく解説することに加え、住民自治も力を入れている。まち協を準公共団体に位置付けているのも特徴である。住民自治に力を入れているから全国でも注目されている。

・先日、神戸市長と話す機会があったが、そこでも高浜市の話が出た。神戸市も高浜市の住民自治システムを学ぼうとしている。誇りを持っていただきたい。

・最後に事務局から何かあればお願ひしたい。

行 政：・1点目として、今後の検証委員会の日程について。あらかじめ第2回～第3回の日程を決めてあるが、本日第4回の日程を決めておきたい。

(調整の結果、下記のとおり決定)

第4回：10月20日（火）午後4時～

・次に2点目、会議録について。先ほど議題2において“会議録の確定は書面表決で”ということで承認をいただいたが、会議録の（案）が出来次第、こちらも郵送をするのでよろしくお願ひしたい。

委員長：・長時間のご審議、ありがとうございました。

これをもちまして、第1回自治基本条例検証委員会を終了する。

行 政：(委員 写真撮影)

(撮影後、解散)